

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主・顧客・取引先・従業員等への利益の最大化を図るため、健全で透明な経営体制を充実していくこと及びコンプライアンス(法令遵守)を徹底していくことが必要であると考えております。また、そのために、機能的かつ効率的なコーポレート・ガバナンス体制を確立することが経営上の重要課題であると認識しております。的確な経営の意思決定による迅速な業務執行、並びに適正な監督・監視を可能にするために、取締役会・監査役会等の経営機構の充実に取組み、個々人のコンプライアンス意識を高めるため研修・教育を徹底し、総合的にコーポレート・ガバナンスの充実を図れるよう努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレート・ガバナンスコードの基本原則をいずれも遵守しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
山田 晃久	1,494,800	35.09
有限会社ヤマダ	1,070,000	25.12
株式会社横浜銀行	210,000	4.93
山田 由紀子	176,000	4.13
星川 輝	165,000	3.87
株式会社青山財産ネットワークス	84,900	1.99
柴山コンサルタント株式会社	52,000	1.22
株式会社サエラ	50,000	1.17
百瀬 直司	48,100	1.13
今 秀信	35,000	0.82

支配株主(親会社を除く)の有無	山田晃久
-----------------	------

親会社の有無	司法書士法人山田合同事務所及び土地家屋調査士法人山田合同事務所 (非上場)
--------	---------------------------------------

補足説明

当社代表取締役社長山田晃久は、司法書士法人山田合同事務所及び土地家屋調査士法人山田合同事務所の社員に就任しており、両法人に対してそれぞれ出資しております。

山田晃久は両法人の緊密な者に該当し、かつ山田晃久は当社の議決権の64.35%(同意している者の議決権及び間接保有を含む。)を保有しているため、両法人は親会社に該当します。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	12月
-----	-----

業種	その他金融業
----	--------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引条件の決定に関しては、市場価格等を助案し、一般取引条件と同様に決定しております。また、重要な取引が発生する場合には取締役会において審議を行っております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

(親会社からの独立性の確保について)

当社は、事業活動や経営判断等については、当社の取締役会等において討議及び決議がなされており、親会社からの独立性は確保できていると考えております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	6 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大谷 明弘	弁護士											○
権田 修一	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

大谷 明弘	○	大谷・佐々木・棚田法律事務所のパートナー弁護士であり、当社は同法律事務所との間で、法律顧問契約及び訴訟に係る委任契約の取引関係がありますが、訴訟等に係る経費等の立替取引を除く取引額は1,000万円未満と僅少であるため、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	債権管理回収業に関する特別措置法(いわゆる「サービサー法」)の適用に対応しております。弁護士として豊かな経験と見識を有しており、社外取締役として客観的な視点から、当社経営に対する監督を行っていただいております。また、同氏は当社の独立役員として選任されており、同氏は「上場管理等に関するガイドライン三5.(3)の2」、「有価証券上場規程施行規則211条第4項第5号a、第226条第4項第5号a、第229条の10第4項第5号aに列挙されている事由」等に該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士として中立的な観点から会社を経営する役割にはむしろ好ましいとの認識から、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
権田 修一	○	――	債権管理回収業に関する特別措置法(いわゆる「サービサー法」)の適用に対応しております。弁護士として特に債権回収、事業承継、M&A、事業再生等、当社の事業分野における豊富な実務経験と見識を有するとともに企業法務にも精通しており、社外取締役としてそれらを当社のコーポレート・ガバナンスの強化に活かしていただいているため、当社の社外取締役として適任と考え選任いたしました。また、同氏は当社の独立役員として選任しており、同氏は「上場管理等に関するガイドライン三5.(3)の2」、「有価証券上場規程施行規則211条第4項第5号a、第226条第4項第5号a、第229条の10第4項第5号aに列挙されている事由」等に該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士として中立的な観点から会社を経営する役割にはむしろ好ましいとの認識から、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役会は、会計監査人から定期的な監査による報告を受けており、また、通常の会計監査を受ける過程で経営管理上の課題について助言を受けております。また社内における業務遂行の適正性をチェックするための内部監査室を社長直轄機関として設置し、担当者を配置しております。監査役と内部監査室は必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることが出来ることとしております。また、会計監査人と相互に連携し、監査の実効性の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
安藤 匡	税理士													
小松 誠志	税理士													

会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安藤 匡		――	同氏は、税理士として財務会計に関する高度な専門的知識を有しており、税理士事務所において培った深い見識と経験を当社経営の助言や業務執行に対する適切な監査に反映していただけるものと判断し、選任いたしました。
小松 誠志		――	同氏は、税理士として財務会計に関する高度な専門的知識を有しており、また大学において経営学の研究、講義を受け持ち、客観的・専門的な視点から当社経営の助言や業務執行に対する適切な監督に寄与いただけるものと判断し、選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

付与対象基準を「勤続年数を3年以上の者または、勤続年数3年未満で課長職以上の者」を対象とし、付与総数1,200個と決定いたしました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員
-----------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

付与対象者を当該対象者としている理由は、当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主を重視した経営を一層推進することを目的としているためであります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

事業報告及び有価証券報告書において社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役別に各々の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、株主総会で決議された総額の範囲内で、以下により決定いたします。

(1)基本方針

当社の取締役の報酬は、優秀な人材を確保・維持できる水準を勘案しつつ、当社グループの業績向上及び企業価値の増大へのモチベーションを高めることを主眼においたものとする。具体的には、業務執行取締役の報酬は基本報酬のみとするものの、単年度における当社グループ及び個人の業績評価を勘案して基本報酬額を増減させるものとし、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、原則として増減しない基本報酬のみとする。

(2)基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬を現金にて支給するものとし、その額は、各取締役の役位、常勤・非常勤の別、担当職務及び貢献度、世間水準、経営状況、従業員給与とのバランス等(業務執行取締役については、単年度における当社グループ及び個人の業績評価も含む。)を総合的に勘案して決定するものとする。

役員退職慰労金は、株主総会決議が得られることを条件として、役員退任後に現金にて支給するものとし、その額は、当社の役員退職慰労金規程に基づき、原則として退職時の報酬月額、役員在任年数及び功績倍率等を総合的に勘案して決定するものとする。

(3)取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の報酬の具体的額の決定とする。代表取締役社長に一任した場合であっても、代表取締役社長が独断で決定することではなく、人事・経理担当役員が、前項方針を勘案のうえ原案となる支給基準を作成し、代表取締役社長が、前記「基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針」に従って、最終的な決定を行うこととする。

監査役の報酬等は、株主総会で決議された総額の範囲内において、監査役の協議により決定いたします。

当社は2021年2月22日開催の取締役会決議にて、上記、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項を決定しておりますが、当事業年度における役員報酬等は、以下により決定しております。

・当社の取締役の報酬は、株主総会で決議された総額の範囲内で、取締役会の一任を受けた代表取締役社長が、人事経理等の担当役員と協議を行い、各取締役の役位、常勤・非常勤の別、担当職務及び貢献度、世間水準、経営状況、従業員給与とのバランス等を総合的に勘案し、決定しております。

・当社の役員報酬に関する株主総会の決議年月日は、取締役については2020年3月27日、監査役については2004年3月26日であり、取締役の報酬限度額は年額240,000千円以内(使用人兼務取締役の使用人部分の給与とは含まない。定款で定める取締役の員数は6名以内とする。有価証券報告書提出日現在は6名。)、監査役の報酬限度額は月額4,000千円以内(定款で定める監査役の員数は4名以内とする。有価証券報告書提出日現在は3名。)と決議されております。

・当社の取締役の報酬額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は取締役会の一任を受けた代表取締役社長 山田晃久であり、株主総会で決議された総額の範囲内において、各取締役の役位、常勤・非常勤の別、担当職務及び貢献度、世間水準、経営状況、従業員給与とのバランス等を総合的に勘案し、最終的に決定する権限を有しております。

・なお、当事業年度における当社の取締役の報酬等の額の決定は、2020年3月27日開催の取締役会において、代表取締役社長に一任することを決議しております。

・監査役の報酬等は、株主総会で決議された総額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の開催に際し、事前に資料を配布し、また必要に応じて事前に説明しております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は取締役6名で構成されており、6名中2名が社外取締役であり、この2名は「債権管理回収業に関する特別措置法」第5条第4項に定める取締役弁護士であります。

取締役会は毎月1回の定例取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、取締役会規程に従い、経営基本方針・戦略をはじめとして、経営上重要な決定をし、業績の進捗状況、業務の執行状況が報告されております。

当社は、監査役制度を採用しており、監査役3名のうち2名は社外監査役であります。監査役は、取締役会において活発に意見や質問を述べ、取締役の職務執行状況及び取締役会の運営や議案決議の適法性・妥当性を監督しております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役制度の採用会社で、かつ、社外取締役(弁護士)を2名選任しております。

監査役会は、取締役の職務執行の監査等を行い、社外取締役は弁護士としての豊かな経験と見識を有し、客観的な視点から当社経営に対する監督を行っております。

また、社長直轄機関として内部監査室を設置し、監査役、会計監査人とのミーティングにおいて意見交換するなど相互に連携し、監査の実効性の向上に努めております。

上記により当社の企業規模、事業領域等を勘案した結果、現在の体制は業務の適正性を確保及び維持できる最適な形態であると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回開催しております。直近では、 実施時期:2021年2月18日 実施内容:取締役管理本部長田中光行が2020年12月期の業績と2021年12月期の業績見通しを説明し、代表取締役社長山田晃久が今後の取組みについて説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示情報のほか、アナリスト向決算説明会資料等をホームページへ掲載しております。	
その他	2019年度より株主優待制度を導入しております。1単元(100株)以上保有の株主様に一律1,000円分のQUOカードを贈呈いたします。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 内部統制基本方針

当社は、次の社是、経営理念、経営方針を掲げ、すべての取締役、監査役及び従業員（社員、嘱託、契約社員、派遣社員その他当社の業務に従事するすべてのものを言う。）が、日頃の業務運営の指針とする。

また、当社は、会社法および会社法施行規則等に基づき内部統制システムの整備において遵守すべき基本方針を定める。

当社は、この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を継続的に評価し、必要な改善措置を講ずるほか、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して絶え間なく見直しを行い、一層実効性のある適正な内部統制システムの整備・運用に努めるものとする。

〔山田債権回収管理総合事務所グループの社是、経営理念、経営方針〕

(1) 社 是

- a. 顧客への誠実な対応と奉仕の精神
- b. 時代を先取りしたサービスの提供
- c. 真に働きがいのある会社の実現

(2) 経営理念

- a. 顧客第一主義
- b. 共存共栄主義
- c. 人材育成主義
- d. 創造的開拓主義

(3) 経営方針

- a. 企業価値向上のための経営資源の有効活用
- b. 顧客ニーズへの対応力強化及び収益力強化
- c. 「山田ブランド」の確立
- d. 内部管理体制の強化
- e. コンプライアンスの徹底

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る文書・情報については文書管理規程および情報システム関連規程等に従って、適切に作成、保存または廃棄する。
- (2) 保存期間は、文書・情報の種類、重要性に応じて社内規程に規定された期間とする。
- (3) 取締役および監査役はいつでもこれら保存された文書・情報を閲覧し得るものとする。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、当社グループ全体のリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等を含む外部専門家の助言を得て迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めることとする。また、取締役会は、毎年、リスク管理体制について見直しを行う。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役の職務執行について、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定め、効率的に職務の執行が行われる体制を整える。
- (2) 当社の取締役会は、毎月1回の定例取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営基本方針・戦略を始めとし、経営上重要な意思決定を機動的に行い、業績の進捗状況、業務の執行状況の効率性について報告するものとする。
- (3) 当社は、すべての取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、3事業年度を期間とする中期計画及び単年度計画の目標達成に向けて具体策を立案・実行するものとする。

5. 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、当社グループ共通の社是、経営理念、経営方針に基き、代表取締役社長が繰り返しその精神を役職員へ伝え、また教育・研修を通して、法令及び定款等の遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底するものとする。
- (2) 当社は、行動規範とコンプライアンス管理規程に基づき、社外取締役である弁護士も参加するコンプライアンス委員会において当社グループ全体のコンプライアンスに関する体制・規程・年度計画・研修計画等を審議する他、内部通報制度の運用等を討議する。また、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を中心にコンプライアンスの推進強化・徹底を図る。
- (3) 当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と密接に連携し、当社グループを挙げて毅然とした態度で対応することとする。

6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、子会社の経営について、子会社の自主性を尊重しつつ、当社における関係会社管理規程に基づき、重要な事項については事前に協議するとともに、経営内容を的確に把握するために報告事項を定め、定期的に報告を受ける。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、子会社のコンプライアンス体制およびリスク管理等について、リスク管理について定める関連規程等に基づき、リスクマネジメントを行う。また、取締役会は、毎年、リスク管理体制についても見直しを行う。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、子会社の機関設計および業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループにおける位置づけ等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう監督する。
当社は、子会社における意思決定について、子会社の取締役会規程、職務権限規程その他各種規程に基づき、子会社における業務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じて指導を行う。
- (4) 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社は、法令および定款に適合することを確保するための子会社の内部監査は、当社の内部監査室が、関連規程等に基づき実施し、検証および助言を行う。また、当社監査役において子会社の監査役と意見交換を行い連携する。

7. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要な員数および求められる資質について、監査役と協議の上、適任と認められる人員を配置する。
- (2) 前号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、その職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けない。また、監査役は、その職務を補助すべき使用人の任命・異動・人事評価および懲戒等については、監査役の意見を尊重する。
- (3) 当社の監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役は、その職務を補助すべき使用人は、監査役に専属することとし、他の業務を一切兼務させないことにより、監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性を確保する。
- (4) 当社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
取締役および使用人は、当社や子会社の事業の状況、コンプライアンスやリスクマネジメントなどの内部統制システムの整備および運用の状況、内部通報の状況および事案の内容その他あらかじめ協議決定した事項などを監査役に定期的に報告する。
また、内部監査室は、その監査計画や監査結果を監査役に定期的に報告する。
さらに、内部通報があった場合、内部通報制度を担当する部署は内部通報の記録を監査役に報告する。
- (5) 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、当社の監査役へ報告を行った当社グループの役員および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員および使用人に周知徹底する。
- (6) 当社の監査役は、その職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

8. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
また、監査役は必要に応じ、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受けて意見交換を行う。

9. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の取締役会は、取締役6名(うち、社外取締役2名)で構成されており、その取締役会には取締役及び監査役が出席して、各取締役から業務執行状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決議を行っております。

取締役会において社外取締役(2名)は、独立した立場から決議に加わり、また、弁護士としての豊かな経験と見識から客観的視点で当社の経営に対する監督を行い、社外監査役(2名)は、税理士としての財務及び会計に関する高度な専門知識を有しており、それらを監査に反映することで当社の監査体制の強化を図っております。

監査役会は3名(うち、社外監査役2名)で構成されており、監査役会において定めた監査方針・監査計画に基づき監査を行っております。また、監査役が取締役等の業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を監視する体制を整備し、月に1回開催する定例監査役会において、常勤監査役からの日常業務レベルでの監査状況の報告をはじめとして監査役相互による意見交換を行っております。この他、内部監査室との協働監査の実施や内部監査室及び会計監査人との意見交換などを行い、監査の実効性の向上を図っております。

また、当年度の運用状況としては、取締役の執行が効率的に行われることを確保するため、社内規程の全面的見直しが必要であるとの認識の下、ワーキングチームによる提案を受け、職務権限規程および規程等管理規程を改訂しました。また、内部監査による指摘等を契機として、サービス業務の専門性を高め、業務の適正化・明確化を図るために「回収業務基準書」の改訂を実施しました。

当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための取り組みとして、主として山田グループ内の関連当事者取引の厳正な運営管理が重要であるとの認識の下、役員・従業員に対して「関連当事者取引要領」の周知徹底・運用定着化を図るとともに取引実績の集計結果を定期的に取締役会に報告しております。

法務省の認可を受けたサービス会社の責務を全社員が認識し、コンプライアンス体制の維持及びリスク管理につとめ、役員・従業員一体となったコンプライアンス研修のほか、事業部門ごとの勉強会を実施しております。また、毎月実施される当社グループの幹部管理職会議では、部門ごとのリスク発生状況の報告、再発防止策の徹底等を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 基本的な考え方

当社は、反社会的勢力排除を社会的責任の観点から必要かつ重要であると認識し、反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を持たず、不当要求は拒絶することを基本方針としております。

(2) 整備状況

当社は、「内部統制システムの基本方針」において整備すると共に、行動規範において「わたしたちは、自らが違法行為や反社会的行為に関わらないよう常に良識ある行動に努めるとともに、反社会的勢力には毅然とした態度で接し、これと一切関係を持ちません。」旨を規定し、役職員に周知しております。社外専門機関との連携状況につきましては、顧問弁護士の活用のほか、必要に応じて所轄警察署と緊密な関係の構築を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 会社情報の適時開示に関する基本姿勢

当社は、株式会社東京証券取引所の「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」(以下、「適時開示規則」という。)及び社内規程(インサイダー取引管理規程)に従い、投資家に対し適時適切に会社情報の開示を行うことを基本姿勢としております。

2. 適時開示担当部署

取締役管理本部長を情報開示担当役員にすでに選任しており、適時開示は総務部で行っております。また、当該開示業務に係る役職員の開示に関する知識・能力を充実・維持するため、各証券取引所で実施するセミナーへの参加、情報取扱責任者宛の諸通知を部内で共有すること等、開示業務の運用における有効性の確保に努めております。

3. 開示事項の連絡体制

当社の企業規模、事業領域等を勘案し、以下の体制を整備・運用しております。

ア. 発生事実

(1) 情報開示担当部門への報告

当社及び関係会社において、開示が必要な会社情報に該当または該当する可能性がある場合には、各部門及び各関係会社から適時開示担当部門である総務部に、その情報の報告を求めています。

(2) 情報開示担当役員への報告と検討

総務部は、各部門及び各関係会社から報告された情報を、情報開示担当役員へ報告し、開示が必要な会社情報に該当するかどうかの検討を行います。

(3) 取締役会または代表取締役社長への報告

開示が必要な会社情報であると判断した場合、情報開示担当役員は取締役会または代表取締役社長に対して発生事実等の内容及び適時開示を行う旨の報告をし、取締役会または代表取締役社長がこれを決定します。

(4) 開示資料の作成と提出

適時開示規則に該当する情報の開示は、同規則に従い、総務部において開示資料案を作成します。開示資料案は、情報開示担当役員及び代表取締役社長の確認を経て開示資料を確定いたします。開示資料の確定後、東京証券取引所が提供する適時開示情報伝達システム(TDnet)にて公開しています。また、開示内容については当社ホームページ上にも掲載し、情報を広範に伝達することにも努めております。

イ. 決定事実・決算情報

(1) 情報の管理・把握

適時開示規則上、開示が必要な会社情報に該当または該当する可能性がある事項が取締役会において決議される場合には、取締役会の運営に関する事務を担当する総務部が、その情報の管理・把握を行います。

(2) 情報開示担当役員への報告と検討

総務部は、管理・把握している情報を情報開示担当役員に報告し、開示が必要な会社情報に該当するかどうかの検討を行います。

(3) 開示資料案の作成と開示資料の確定

開示が必要な会社情報に該当すると判断した場合、総務部において開示資料案を作成します。開示資料案は、その後、情報開示担当役員及び代表取締役社長の確認を経て開示資料が確定いたします。

(4) 開示資料の提出

開示資料の確定後、東京証券取引所が提供する適時開示情報伝達システム(TDnet)にて公開しています。また、開示内容については当社ホームページ上にも掲載し、情報を広範に伝達することにも努めております。

4. インサイダー取引防止について

適時開示の推進及び内部者取引の未然防止を図るため、インサイダー取引管理規程を制定し、当社の役員及び従業員等(以下「役職員等」という。)が内部情報の管理等について遵守すべき事項を定めるとともに、当社株式の売買等の規制を行っております。また、必要に応じて随時勉強会を開催し、役職員の意識向上を図っております。

5. 適時開示体制を対象としたモニタリングの整備

当社の監査役は、毎月一度の定例取締役会又は臨時取締役会において活発に意見や質問を述べ、取締役の執行状況及び取締役会の運営や議案決議の適法性・妥当性を監督しているほか、開示が必要な会社情報に該当するかどうかの判断の適法性、またその後の開示手続きが適切に実施されたことを適時開示担当部門である総務部に確認しております。

